

Actus Newsletter(資産税)

相続財産を寄附した場合の取扱い



相続税は、被相続人(亡くなられた方)の財産に対して課税される税金です。しかし、相続した財産を、相続人が、相続税の申告期限までに、国、地方公共団体または公益を目的とする団体等に寄附した場合などは、その寄附をした財産は相続税の対象としないという特例(以下「本特例」という)があります。今回は、相続税の負担を減らす一つの方法として、相続財産を寄附した場合の税務上の取り扱いについてご紹介いたします。

■相続財産を寄附した場合の特例

本特例の適用を受けるためには、期限や寄附先、手続等について要件を満たす必要があります。

●適用期限

相続人が、相続によって取得した資産を、**相続税の申告期限**(亡くなられた日から 10 カ月以内)**までに寄附**を行う必要があります。

●寄附先の要件

本特例は、国、地方公共団体、公益目的事業を行う法人、認定非営利活動法人(認定 NPO 法人)等に対する寄附や、特定公益信託の信託財産とするための支出が対象となります。

対象	寄附先の具体例
国・地方公共団体	都道府県、市区町村
大学法人	国立・公立大学法人、私立学校法に規定する学校法人
事業団・振興会等	日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社
社会福祉法人	保育園、老人ホーム
その他の団体	自動車安全運転センター、日本司法支援センター、認定 NPO 法人
特定公益信託(※)	信託会社(信託銀行を含む)

(※)個人や法人が金銭等の財産を、公益目的のために信託する制度のうち、主務大臣の証明を受けたものをいいます。

●手続等の注意点

- 相続した財産は**そのまま**寄附する必要があります。相続した不動産などを売却して、それで得た金銭を寄附するなど、相続した財産を**換価**して寄附した場合は、本特例の適用を受けることはできません。
- 相続税申告書の提出時に、本特例を適用する旨の**別表**と、寄附金の**受領証明書**等を添付する必要があります。証明書は取得に時間を要する場合もあり、申告期限から逆算し、余裕をもった寄附が必要です。

●所得税における注意点

● 寄附金控除

本特例の適用を受けた寄附については、確定申告で所得税の**寄附金控除**の適用を受けることにより、所得税の負担を減らすことができます。寄附金控除については、以下の点に注意が必要です。

- ・相続人は、相続財産を寄附した年の**翌年 3 月 15 日**までに確定申告を行う必要があります。
- ・相続税の申告と同様、所得税申告書にも寄附金の受領証明書を添付する必要があります。なお、確定申告を電子で行い、寄附先の名称、支払金額等を入力して申告した場合は、添付は不要です。
- ・寄附先によっては、ふるさと納税の手続きで寄附をすることにより、**返礼品**をもらえる場合もあります。

● 不動産や株式等の寄附

不動産や株式等を寄附した場合は、無償であっても譲渡所得の対象となります。含み益がある場合には、所得税が発生する場合がありますので注意が必要です。

■被相続人の意思によって寄附を行う場合

相続人の意思ではなく、被相続人の意思によって寄附を行うこともできます。方法としては、遺言書によって寄附を行う方法(遺贈)、贈与契約によって寄附を行う方法(死因贈与)があります。この方法による寄附は、相続発生時に、その財産が寄附先に移転するものとされるため、相続税の**課税価格には含めない**こととなります。

一方で、遺贈や死因贈与による財産の寄附が多額の場合、その分相続人が相続できる財産が少なくなってしまう。よって、相続人の**遺留分**(最低限相続できる割合)に抵触する恐れがあり、相続人が寄附先に対して遺留分の侵害請求を行う事態になる可能性も考えられるため、注意が必要です。

なお、被相続人による寄附の場合でも、所得税の寄附金控除の適用を受けることができます。不動産や株式等の寄附で含み益がある場合には、譲渡所得税の申告が必要となります。これらの場合の所得税の申告期限は、亡くなった日の翌日から 4 か月以内(**準確定申告**)となります。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査 1% 未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！